淀川水系流域委員会ニュースレターNo.58

2009年3月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連　絡　先】淀川水系流域委員会　庶務
株式会社日本能率協会総合研究所
淀川グループ

〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-2-8 トーア紡第2ビル203
TEL (06) 6209-0034　FAX: (06) 6209-0036
E-mail:yodogawa@jmar.info
●流域委員会ホームページアドレス
http://www.yodoriver.org

◆ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省　近畿地方整備局／淀川河川事務所／琵琶湖河川事務所／大戸川ダム工事事務所／淀川ダム統合管理事務所／猪名川河川事務所／猪名川総合開発工事事務所／木津川上流河川事務所／水資源機構　関西支社／滋賀県　土木交通部河港課／京都府　土木建築部河川計画室／大阪府　土木部河川室／兵庫県土木局河川計画課／奈良県　土木部河川課／三重県　伊賀県民局 等

＊ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

No.58
2009年3月発行

淀川水系流域委員会

ニュースレター

http://www.yodoriver.org

CONTENTS

委員会

●第81回委員会	6月30日(月)	P. 1
●第82回委員会	9月27日(土)	P. 5
●第83回委員会	2009年 1月20日(火)	P. 6
●第84回委員会	3月16日(月)	P.11

このニュースレターは委員会の開催結果を
お知らせするものです。

第81回委員会

■開催日時：2008年6月30日（水）10:00～14:13
■場　　所：京都会館 会議場
■参加者数：委員20名　河川管理者（指定席）17名
一般傍聴者（マスコミ含む）156名

1．決定事項

・「今後審議すべき論点」の各担当委員は作業検討会(公開)を開催する。担当委員と委員のメールによるやりとりも含めて、前倒しで論点整理と意見の取りまとめを行う。
・７～８月に予定されていた委員会はキャンセルする。河川管理者からの要請（今後の委員会の任務）に応じて、再度、委員会の進め方を検討する。

2．報告

庶務より第80回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた後、委員長より近畿地整局局長との会談について報告がなされた。
・6/18に近畿地整局局長と委員長・副委員長で知事より指摘のあった「関係改善」のために会談がなされた。局長からは「庶務は地整職員で担当することを検討したい。堤防強化を含めて治水対策の考え方を説明したい。計画案は時期が来れば地整の判断で策定し、府県に提示する」といった話がなされた。委員会としては再度「見切り発車はしないで頂きたい」と要請した。その後、6/20の整備計画案発表を受けて、7名の委員で緊急会議を開催し、協議の結果、委員長声明を作成し、発表した（委員長）。

3．審議

1）今後の進め方について

・今後の委員会の運営をどうすべきか。委員の任期は来年８月まで。現在、委員会は原案の見直し再提示をお願いしている。８月末までは「今後審議すべき論点」について審議する予定になっている（委員長）。
　→委員会の意見は計画案に反映できないが、「今後審議すべき論点」について、成果を示すべき。
　→基本的な考え方を転換していかなければ、委員会と河川管理者の溝は埋まらない。計画案には委員会の意見を入れられなくなったが、委員会としての意見をまとめておくべき。
　→「今後審議すべき論点」は、河川法の理想を実現するために何が必要なのかを考えていくための大きなテーマだ。委員会の意見を出していく必要がある。
　→委員会と河川管理者の対立を乗り越えていかなければならない。「よい川をつくっていこう」という目標を持って、委員会と河川管理者は一緒にやってきた。現状を打開していくやり方が必要だ。
　→委員会のマネジメントや河川管理者とのコミュニケーションを向上する方法を考えないといけない。委員会制度がよいのか、専門毎のアドバイザリー制度がよいのか。自治体との連携、国と地方自治の役割分担についても議論していけばよい。
　→複数の代替案を同じまな板で検討する体制ができていない。具体的な方法を委員会が示すべき。
　→何らかの形で委員会の意見書をまとめるべき。その際には定足数や予算を考慮しないといけない。
　→委員会の意見が整備計画に反映されているのかどうか、PDCAにより計画が動いているのかどうかをチェックする仕組みを示してもよいのではないか。
　→委員会だけではなく、作業検討会の開催も検討すべき。
　→計画案の検証や進捗状況の点検を行うべきだ。第四次委員会に「よいキャッチボール」を引き継ぐことも委員会の任務だ。
・委員会は河川管理者から「計画案を作成するにあたって意見を述べること」「整備計画の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること」を要請されている。今後、委員会に何を要請するのか（委員長）。
　→計画案作成にあたっての意見は述べて頂いたと思っている。計画案に対しての意見というものは、もう反映できない状況にある。今後、委員会には「整備計画の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること」をお願いしたい。進捗点検のプロセスは明確になっていない。効果的な進捗点検の進め方やコスト感、スケジュール感について、委員会とともに明確にしていきたい（河川管理者）。
　→今後の委員会で予定している審議は、河川管理者の要請がないまま行うことになるのか。税金を使っている以上、河川管理者は、委員会の任務を明確に説明しなければならない。委員会としては「今後審議すべき論点」「第三次委員会の意見とりまとめ」「これからの委員会のあり方」について審議したいが、本日の段階では、これらが河川管理者の要請の範囲かどうかを河川管理者が判断していないため、税金は使えないと思っている。委員が自主的に手弁当で、作業検討会（公開）を開催し、河川管理者の判断が明確になった時点で再度、委員会として活動することにしてはどうか（委員長）。
　→作業検討会が公式の流域委員会なのかどうかという問題もある。最後の１回は委員会を開催して、意見書をオーソライズしなければならない。
　→委員会としての活動であれば、活動経費は当然河川管理者が負うべきものだ。しかし、河川管理者が認めないなら、手弁当での検討もあり得る。
　→「今後審議すべき論点」等の審議のため、正式な委員会の活動を作業検討会（公開）の形で継続する。河川管理者の判断を待ち、最悪の場合は費用を委員会で負担する（委員長）。

2）今後審議すべき論点について

委員より、資料１「流域の統合的管理システムに関する論点整理」を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。
・流域の統合的管理システムの運営者は誰で、チェックすべき機構がどこなのか、議論する必要がある。また、NPOや住民などが統合的管理の実施に向けて努力するための具体的な方策を議論する必要がある。私権制限を伴う流域対策を行うのであれば、補填する仕組みも必要。強力な河川管理をするなら、住民が意見を言える仕組みを担保する必要がある。
・流域の統合的管理の目的や目標を明確にしておいた方がよい。整備計画に位置づけても、すぐに実現できるものではない。どう取り扱うのかを考えておく必要がある。
・統合的管理を進めていくためには、PDCAとの関わりについても記述しておくべき。都道府県や市町村レベルにおいても水利用や川づくりのモデルを施行する必要があるし、それらを巻き込んでいくことで流域の統合的管理が現実的なものに近づいていく。
・現実性をどう評価するか。総合治水のためには、浸水を許す社会的合意が必要だが、非常に時間がかかる。あるレベルまでの安全性を担保するための対策を明確に打ち出さなければ、合意形成は難しい。
　→いつになれば担保されるべき治水が完成するのか。担保すべき整備レベルは必要だが、どこかで線を引かなければ、かえって危険だというのが委員会の議論だった。
・基本方針を改定していくためのフィードバックループについては今後も検討すべき。

4．一般傍聴者からの意見聴取：13名の一般傍聴者から意見聴取がなされ、「河川管理者は委員会とよい関係を築けてきたのか。計画案を見切り発車した河川管理者に疑問を抱いている」「整備計画は法と理と情に適うものでなくてはならない。今回の河川管理者の対応はことごとくはずれている」「元委員長の声明をよく読むべきだ。河川管理者は委員会の意見を聴く法的責任と法的義務を負っている。委員会は大臣の発言（意見書の手続き等に問題がある）に抗議すべき。委員会は河川法にもとづいて最後まで審議すべき。宇治川の議論が残されている。今回のような状況に対応するために、河川法そのものの強化が必要」「多くの問題が取り残されている。利水についてはいまだに河川管理者の回答がない問題が多い。近畿地整局は、本省の意向を持ってくるだけではなく、本省にきちんと伝えていかないといけない」「抗議の署名運動をはじめた。大阪府にダムを押しつけて、河川管理者は心が痛まないのか。国と地方自治の構造的な問題だ」「河川管理者は住民とどの程度の意見交換をしてきたのか。河川管理者の考えと住民の考えには乖離がある」「木曽川水系では整備計画が確定する前から概算要求が出されている。概算要求が計画案策定のリミットだったという委員の意見は誤解だ。河川管理者だけでは治水できない。流域の統合的管理について意見を出していって欲しい。木曽川水系の問題の原因を見詰めるためにも委員会の審議に期待している」「委員会には計画案は認めないという立場で審議して欲しかった。計画案を撤回して頂きたい。河川部長の発言（見切り発車しない等）についての説明がないままでは納得できない。国交省は民主的な手続きを怠っている」「見切り発車は、メンツと利権を守ろうとする国交省の暴挙だ。滋賀県知事は議会での代表質問に対して、河川管理者の説明は全く説明不足、委員会の意見書はいかなる命も守るという治水の本質が表現されており、委員会と整備局との関係が改善されていない状況での計画案は河川法の趣旨が十分に生かされているとは思っておらず、将来世代も納得できるような意見書を出したいと回答している。河川管理者にはこの意味を考えて頂きたい」「計画案は体をなしていない。計画の確定までにはまだやりとりがある。委員会にはきちんとやって頂きたい」「河川管理者は、HWLを超えてすぐ破堤するわけではないとしている一方で、HWLを越えれば破堤するという前提で実害とは大きく異なる被害戸数を算定している。結論ありきの説明はやめるべきだ」「委員会として計画案を認めず、次期局長に正常化を求めるよう要請して欲しい。河川管理者の説明には多くのウソや偽装がある（基本高水の選定、大内観測所での計測、実績雨量表、ダムの水質予測、岩倉峡ＨＱ曲線修正式、ダム直近の活断層 等）。委員会は厳密な検討と審議を続けるべきだ」「今回の河川管理者の行為は、これまでの委員会の活動を無にするもの。委員会には大義名分を大事にしてもらいたい。手弁当でもやろうという委員会の結論は嬉しいが、河川管理者に計画案の発表や委員会の意見が反映されなかった部分の説明も求めるべき」「ＴＶで河川管理者はダムがないと水害が起きるような説明をしていたが、ダムがないと水位が何cmあがるのかを説明すべき。委員会のコスト管理については、河川管理者が責任をとるべき。委員会の意見書を整備計画に反映するよう、約束を守って欲しい」といった発言がなされた（例示）。

第81回委員会の説明資料より抜粋

■竹門委員発表スライドより
第81回委員会では、竹門委員発表スライド「流域の統合的管理システム」などを用いて委員より説明が行われた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

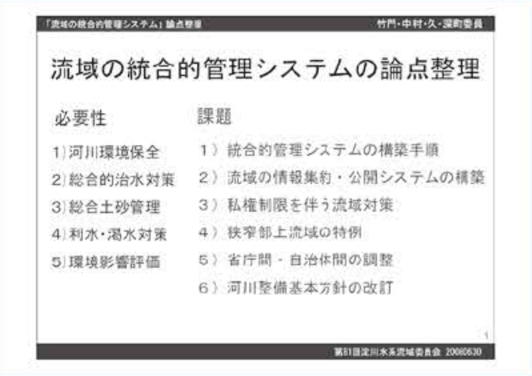

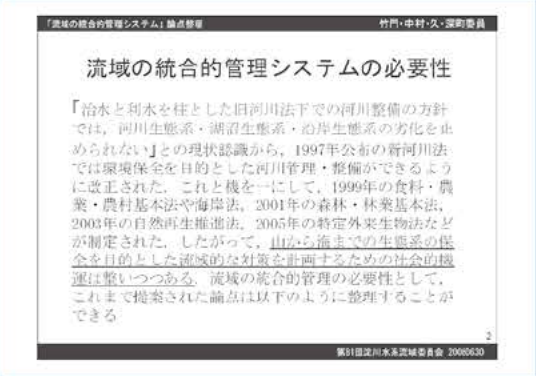

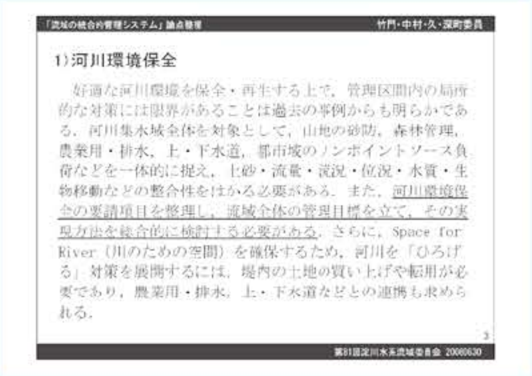

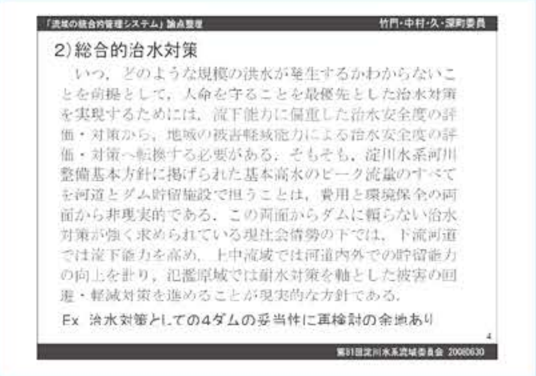

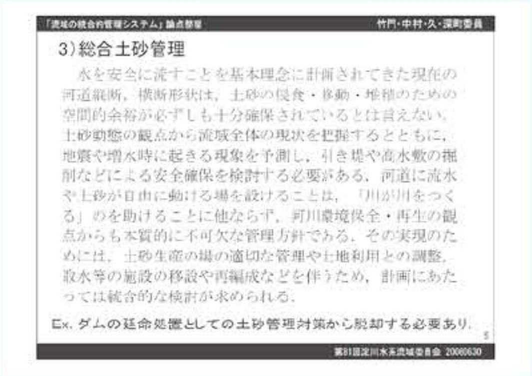

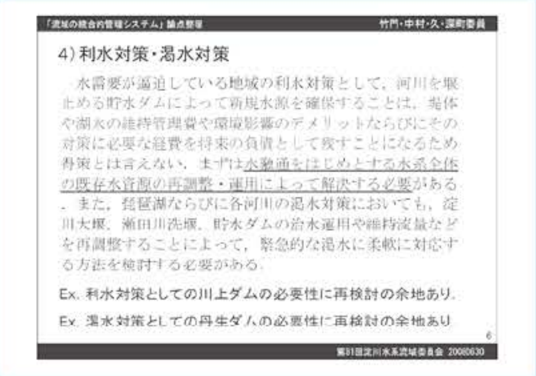

（※次ページへ続く。）

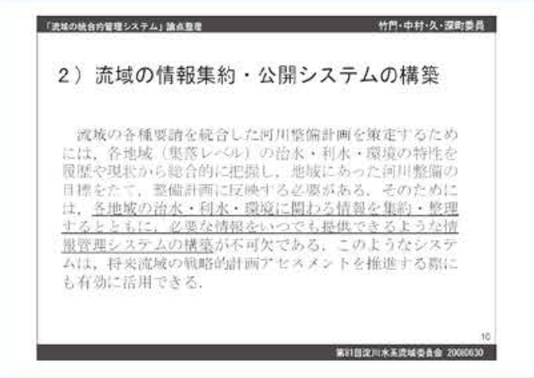

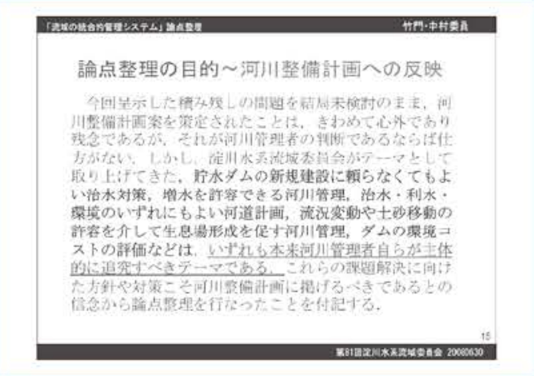

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R81-A
	第80回委員会（2008.6.3）以降の会議開催経過について	R81-B
	2008.6.20 委員長声明	R81-C
	2008.6.20 淀川水系流域委員会元委員長 声明	R81-D
資料1	「流域の統合的管理システム」に関する論点整理	R81-E
竹門委員発表スライド	流域の統合的管理システム	R81-F
資料2	住民意見聴取手続について確認しておきたいこと	R81-G
資料3	PDCAサイクルプロセスからみた計画的課題と相互学習事項（要約）	R81-H
岡田委員発表スライド	PDCAサイクルプロセスからみた計画的課題と相互学習事項	R81-I
河川管理者提供資料	計画高水位は堤防の安全についての信頼性を損なうことのない高さに設定するもの	R81-J

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。
　資料をご覧になりたい方は、P.18の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第82回委員会

■開催日時：2008年9月27日（土）9:30～10:51
■場　　所：ハートピア京都　3F　大会議室
■参加者数：委員16名　河川管理者（指定席）7名
一般傍聴者（マスコミ含む）74名

1．決定事項
・委員の互選により、淀川水系流域委員会委員長に中村正久委員が選出された。

2．報告
庶務より第81回委員会以降の会議開催経過について報告がなされた後、河川管理者より異動に関する報告がなされた。

3．審議
1）委員長任期切れの対応について
委員長任期切れの対応について審議がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。
・流域委員会規約第７条の８「委員長・副委員長・部会長・副部会長の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない」となっており、平成20年8月9日以降、委員長不在の状況が続いている。本日の委員会では、委員長任期切れの対応について諮りたい（前委員長）。
　→本来は委員長任期切れまでに次の対応について審議すべきだった。これまでの経緯を説明して欲しい。運営会議のミスマネジメントではないか。
　→8月9日で委員長の任期が切れることはわかっていたが、委員会開催には経費がかかるため、委員長選出のためだけに委員会を開催するのは如何なものかという意見があった。委員会が開催されない限り、委員長不在は仕方ないと判断し、本日の委員会に至っている。また、8月22日に委員会を開催する案もあったが、委員から「異常な状態の中で、委員による自主的な委員会において、委員長を選出するのはおかしい」という意見を頂き、委員長選出を見送った。ただ、今回の委員長任期切れの対応について、反省すべき点については反省したい（前委員長）。
・新委員長は、これまで通り、公正に公開の会議において選出すればよい。欠席委員に立候補を問う必要があるし、欠席委員の投票権や選任手続きについても明確にしておくべきだ。
・委員会では、参加できない委員も書面で意見を提出してきた。多くの委員が出席できるよう、再度、日程調整を行ってはどうか。また、出席できない委員が意見を表明できる機会を用意しておいてはどうか。
・委員長選出について、規約では「互選により定める」としか規定していない。これまでは、推薦と立候補を行い、一名の場合は本人の意見を伺った上で決定し、複数の場合は無記名投票を行ってきた。
・規約に従うべきだ。委員会は総委員数の過半数をもって成立し、委員会の議事は出席委員の過半数で決する。これに従って、新委員長の選出を行えばよい。
　→それでは欠席委員の意見が反映されない。通常の審議事項と委員長選出は、扱いが別だ。
・委員長の任期切れが問題になっているのであれば、早急に新委員長を選出すべきだ。
・本日の委員会では、新委員長を選出するのではなく、「委員長がいない状況でどのように委員会を進めるか」について議論すると思っていた。多くの委員が出席できる日に委員会を開催し、委員長を選出すればよい。
　→本日の議題は「委員長の選出」ではない。あやふやな議題のもとで委員長を選出すべきではない。
　→本日の議題については、どちらでもとれるのではないか。新委員長選出も含まれているし、後日、多くの委員が出席した委員会で新委員長を選出するということもあり得る。
　→本日の議題については、委員に送信したメールで、審議の結果によっては新委員長の選出を行うこともあると伝えている（前委員長）。

2）新委員長の選出
多数決の結果、本日の委員会で委員長の選出が行われることとなり、委員による互選（自薦・他薦の後、無記名投票を実施）の結果、流域委員会委員長に中村正久委員が選出された。主な内容は以下の通り（例示）。
・副委員長を含めた執行部体制については一度検討させて頂き、次回までに決めさせて頂くということにしたい（新委員長）。
・「委員長任期切れの対応について」は河川管理者の要請している事項だが、これから議論される意見書案については河川整備計画案に対する意見として認識しておらず、あくまで一部の委員による自主的な活動によるものだと考えている。（河川管理者）。

第83回委員会

■開催日時：2009年1月20日（火）10:00～12:26
■場　　所：みやこめっせ　1F　第２展示場Ａ面
■参加者数：委員18名　河川管理者（指定席）12名
一般傍聴者（マスコミ含む）55名

1．決定事項
・次回委員会に向けて、運営会議メンバーでワーキンググループのメンバーを選任し、そこで今日の審議内容を踏まえて『「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検への意見」進め方（たたき台）』をさらに精査したものを次回委員会で審議する。

2．報告
・副委員長選出結果についての報告、第82回委員会以降の会議開催経過についての報告、河川管理者の異動に関する報告がなされた。

3．審議の概要：これまでの進捗点検と今後の考え方について
河川管理者より、配付資料「今後の進捗点検に関する審議の進め方について」「これまでの進捗点検について」「各事務所が設置している委員会等」を用いて説明がなされた。その後、委員より、スライド「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検への意見 進め方（たたき台）」について説明がなされ、審議がなされた。確認事項と主な意見は以下の通り（例示）。

○確認事項：審議の結果、委員会と河川管理者の間で以下の点について確認がなされた。
・流域委員会は「河川整備計画（案を含む）に基づき実施されている過年度事業の進捗点検への意見」および「河川整備計画に基づく事業の進捗点検への意見に対する提言」を行う。ただし、前回の整備内容シートのように詳細な点検はできないため、現実に可能な方法と範囲で「過年度事業」の進捗点検を行う。その内容を基にして「河川整備計画に基づく事業の進捗点検」に関する意見をとりまとめていく。

○主な意見
1）進捗点検の目的・考え方について
・運営会議では、前回の「具体的な整備内容シート」の進捗点検のやり方（作業の進め方）について議論した。前回の進捗点検では、部会があり、委員数も多かったため、各事業を個別に点検できた。しかし、今回は、部会はなく、委員数も半減したため、前回と同じやり方は難しいということを確認した。また、河川管理者からも提案があったように項目の立て方や進捗点検の表現方法についてどのように進めていくかについて議論した。この2点を踏まえて、運営会議で今後の進捗点検を進め方（たたき台）を作成した（委員長）。
　→前回の進捗点検は煩雑だったので変更すべきだが、変更するかどうかを委員会で審議すべき。
・今回の「具体的な整備内容シート」はどのようなものになるのか。従来とどこが違うのか。
　→進捗点検の構成が変わり（河川管理者提供資料１）、これに沿って整備内容が書かれる。また、評価指標をつくり、事業や施策が目標達成にどの程度寄与してきたのかをあらわしたい（河川管理者）。
・河川管理者が行う進捗点検結果はいつ示されるのか。
　→整備計画策定のめどが立っていないため、進捗点検結果をいつ示せるかも未定だ（河川管理者）。
・今後策定される整備計画にもとづく事業の進捗点検は流域委員会の役割だが、これまでにも、整備計画基礎案にもとづく事業の進捗点検を行い、意見を述べてきた。当面、流域委員会は後者の審議を行うということでよいのか。
　→進捗点検の本来のあり方は、整備計画にもとづいた事業に対する点検だと考えている。ただ、これからの進捗点検のあり方や意見の出し方について議論を行う中で、試行的に進捗点検結果を示して検討してもらうことは可能ではないかと考えている（河川管理者）。
　→「整備計画ができないと点検できない」という河川管理者の考え方はおかしい。流域委員会の規約には計画案の事業に対する進捗点検も含まれており、これをうけて、流域委員会は過去に進捗点検を行ってきた。
・進捗点検の対象をどこに置くのか。整備計画基礎案なのか、今後策定される整備計画なのか。
　→運営会議としては、進捗点検の対象は、進行中の「過年度事業」と今後策定される「河川整備計画に基づく事業」の両方について意見を述べるべきだと考えている。
　→河川管理者の提案では、「河川整備計画に基づく事業」のみとなっている。「過年度事業」の進捗点検は行わないのかどうか、はっきりしておくべきだ。

→例えば、進捗点検の評価指標をつくるにしても、基礎案についての評価指標ではなく、策定される整備計画についての評価指標をつくる方が効率的だと考えている。進捗点検の対象が「過年度事業」であることは間違いないが、整備計画がどうなるかがわからない状況なので、「過年度事業」の進捗点検を完全にできるかどうかがわからない（河川管理者）。

→現在、整備計画を策定している一方で、委員の任期は８月なので、中途半端に進捗点検をするよりも、まずは進捗点検の進め方をきちんと決めてから進捗点検をした方がよいのではないかというのが河川管理者からの提案だ。正式な進捗点検は整備計画が策定されてから行い、整備計画が策定されるまでは、進捗点検の進め方について議論し、その中で試行的に「過年度事業」についても議論すればよいのではないか（河川管理者）。

→河川管理者の提案は「過年度事業」の進捗点検はしないという提案だ。流域委員会の規約は、整備計画ができるまでの案にもとづく事業についても点検するとしているので、規約とは相容れない。

→委員会としては、「過年度事業」の進捗点検を行うにしても、前回の整備内容シートのように網羅的な点検はできないので、現実に可能な方法と範囲で「過年度事業」の進捗点検を行う。その結果として「河川整備計画に基づく事業」の目的も達することができるように進める。このような共通認識の元で「過年度事業」と「河川整備計画に基づく事業」の進捗点検を進める（委員長）。

→委員長の解釈でよいと思っている（河川管理者）。

２）進捗点検の進め方について

・進捗点検に対する流域委員会の意見は、どのように反映されていくのか。

→どのように反映していくかについても、今後、議論していけばよいと考えている。流域委員会から頂いた意見と、河川管理者がその意見を参考にした結果が第三者からよく見えるようにしておくというのがポイントだろう（河川管理者）。

→河川管理者が自ら進捗点検を行い、計画通りに進んでいるかどうか、問題点があるのかどうかを開示する必要がある。その上で、流域委員会は評価基準に基づいた意見を述べる。ただ、点検のしっぱなし、意見の述べっぱなしではだめだ。流域委員会の意見と河川管理者の考えが折り合わないこともあるので、議論し、齟齬があった場合は個別に現場を見て、その結果を計画に反映していかなければならない。ただ、時間が限られているので、代表的な事業を選定して、効率的に進める必要がある（委員長）。

・「河川管理者が自ら進捗点検をした結果に対して、流域委員会が意見を述べる」という進め方はよいが、河川管理者がいつまでも進捗点検結果を出さないようなことがあってはならない。進捗点検の途中段階でもよいので（生データでもよいので）、流域委員会が求めたデータ等を出して頂きたい。

→できることはやっていかなければならないと思っているが、現在は、整備計画策定に全力を投じているため、不確定要素が多すぎる。そこで、まずは方法論に重心を置いて議論を進めてはどうかという提案をさせて頂いた（河川管理者）。

→進捗点検結果は、整備内容シートのように一括して示してもらう必要はない。重要度に応じて、順次、提出してもらえばよい。

・ＰＤＣＡサイクルの「Ｐｌａｎ」が毎年の事業計画であれば、進捗点検も１年サイクルになり、整備計画であれば、長いサイクル（５～７年）になる。検討項目や評価基準はそれぞれ違うという点を共通認識にしておくべき。

・「進捗点検結果の評価基準」には、「住民参加」という視点が必要だ。事業の中で住民意見をどのように聴取し反映してきたのかを確認する必要がある。

・「進捗点検結果の評価基準」をさらに検討し、次回の委員会に向けたたたき台づくりを作業検討会で行い、運営会議を通して委員会で提示する（委員長）。

４．一般傍聴者からの意見聴取

４名の一般傍聴者から意見聴取がなされ、「住民は流域委員会や行政に関心を持っていないのではないか」「河川管理者は、整備計画が策定されるまで流域委員会を開きたくないと考えていると感じた。進捗点検をきちんとして行ってほしい。また、第４次委員会委員の公募に向けた準備をはじめるべき」「河川事務所が設置している各種委員会と流域委員会の意見が違った場合、河川管理者は、委員を公募している流域委員会の意見を尊重すべきだ」「河川管理者は委員会に進捗点検をしてもらいたくないと思っていると感じた。流域委員会を軽視しているとしか思えない。昨年、委員が連名で「淀川水系河川整備計画策定に関する意見書」本文への意見を提出しているが、委員会の意見書と真っ向から対立している。委員会としてけじめをつけるべき」といった発言がなされた（例示）。

第83回委員会の説明資料より抜粋

■資料１より

第83回委員会では、資料１「今後の進捗点検に関する進め方について」などを用いて河川管理者より説明が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

今後の進捗点検に関する審議の進め方について
～河川管理者の考え方～

（1）これまでの進捗点検及びその審議に関する論点

・平成16年度、17年度進捗点検の審議は、河川管理者が作成した「具体的な整備内容シート」自体が整備内容を紹介するという性格のシートとなっていたため、進捗状況を点検するという視点からの審議ではなく、河川整備計画基礎案そのものに対する審議になっていたのではないか。
・個々の事業内容や実施方法に審議が集中し、淀川流域全体における進捗点検という視点が希薄だったのではないか。
・上記とも関連して、各事務所が設置した委員会等の審議の対象と重複していのではないか。
・審議対象事業数が100以上と非常に多く、事業の細目まで審議が及んだため各委員の負担が大きかったのではないか。

（2）今後の進捗点検に関する審議の進め方について

①進捗点検の目的・考え方
・淀川水系河川整備計画に基づいて毎年度実施される個々の事業等が、整備計画の目標に向かってどう進捗しているか点検する。

②進捗点検の進め方
・河川管理者自らが進捗点検を実施
　進捗点検は、河川管理者自らが行う。流域委員会はその点検結果について意見を述べる。
・事務所単位で設置される委員会等との役割分担の明確化
　個々の事業については、淀川環境委員会や河川保全利用委員会など、事務所単位で設置している委員会等で意見を頂いている。河川管理者は、整備計画全体の視点から進捗点検を行い、流域委員会はその結果について意見を述べる。

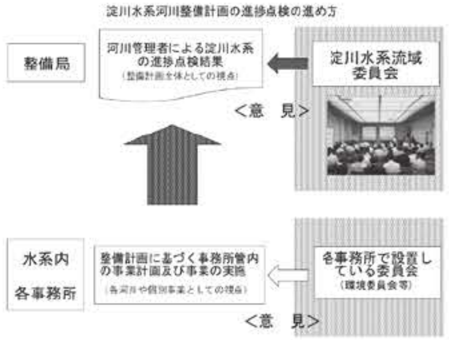

（3）進捗点検の考え方(案)

これまでとの相違について平成16年度、17年度に議論した進捗点検の考え方との相違点を以下に示す。

項　目	過年度の考え方	今後の進捗点検の考え方
①点検項目の立て方	・個々の事業内容が細かく記述されており、整備計画全体の視点による項目となっていない。	・整備計画の目標を流域の視点に立って進捗点検できるように項目を設定する（参考資料）。それに加えて目標の達成状況を指標化して、数値化できるものは数値化する。
②進捗状況の表現方法	・文章等で定性的に表現されている。	・指標を設定し、各項目の進捗状況をできる限り数値化して表現する（〈例〉堤防補強実施率：○％、ワンド整備率：○％等）。
③河川管理者の点検結果	・河川管理者による進捗状況の把握までで、評価は示されていない。	・河川管理者の評価を付記する。

（※次ページへ続く。）

■スライドより
第83回委員会では、スライド「「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検への意見」進め方（たたき台）」」を用いて委員より説明が行われた後、審議が行われました。以下に資料を掲載いたします。

「淀川水系河川整備計画の
計画内容の進捗点検への意見」
進め方（たたき台）

第83回委員会資料
平成21年1月20日（火）

淀川水系流域委員会　運営会議

1. 進捗点検とは

- 計画の内容については、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。

（淀川水系河川整備計画（案）h20.7.11訂正版　はじめにより抜粋）

2. 流域委員会の役割

3. 進捗点検への意見の意義

●淀川水系河川整備計画（案を含む）計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べること。
委員会は、これまで計画に盛り込むべき環境・治水・利水の基本理念を提案してきた．また同意見書において「壊滅的被害を防ぐ治水」、「水需要管理」、「河川環境」、「流域の統合的管理」の4つを柱として意見を述べた。
これらの趣旨が、河川事業に活かされているか、目標の達成に向けての方向性として適切か等についてチェックし、確認することが求められる。

4. 進捗点検への意見書の構成について

- これまでの事業の進捗点検への意見
  河川整備計画（案を含み）に基づき実施されている過年度事業の進捗点検への提言を行う。
- 今後実施される事業の進捗点検への意見に対する提言
  今後、「河川整備計画に基づく事業への意見」に対する提言を行う。

5. 進捗点検結果の評価基準について

- 淀川水系河川整備の基本とするべき方針ごとに指標を決定し、評価の基準とする。

【基本とするべき方針】
①川が川をつくる
②壊滅的被害を減らす
③節水型社会
④川に活かされた利用
⑤流域の統合的管理システム

（※次ページへ続く。）

6. 進捗点検結果の評価基準の例

①環境：川が川をつくる
固有性，歴史性，ダイナミズム，連続性，多様性
②治水：壊滅的被害を減らす
避難体制，洪水分散，堤防強度，上下流バランス
③利水：節水型社会と調和
水需要管理，水融通，既存施設の有効利用
④利用：川に活かされた利用
川と人とのつながり，固有性，歴史性，ニーズ
⑤流域の統合的管理システム
環境計画，総合治水，総合土砂管理，PDCAサイクル

7. 点検を行う際の留意点

・淀川水系河川整備計画（原案）を審議した委員会として流域全体を視野にした視点。
・各種評価団体との役割分担を明確にする。
・個別事業の評価を目的としない。
・委員の専門分野からの視点だけでなく、上流と下流の調和、流域間での調和あるいは、治水と河川環境間での調和等の総合的な観点から点検。

8. 審議体制

- ワーキンググループ（WG）により検討し、委員会にて承認する方法を提案。
- WGには「流域でグループ化する考え方」と「項目でグループ化する考え方」があるが、実際の事業が河川事務所で行われている現状とも整合する流域でのグループ化を提案。
  【流域でグループ化する場合の区分案】
  ①琵琶湖（琵琶湖・瀬田川）グループ
  ②淀川（本川、桂川、宇治川）グループ
  ③木津川グループ
  ④猪名川グループ

9. スケジュールについて

- 1月～2月　・進捗点検への意見まとめ方（チェック方法）の審議、決定
- 3月～6月　・進捗点検結果の提示
  ・進捗点検結果のチェック作業（WG）
- 6月～7月　・進捗点検への意見、新たな整備計画による事業の進捗点検への意見に対する提言を審議、決定
  ・河川管理者へ提出

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R83-A
スライド	「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗点検への意見」進め方（たたき台）	R83-B
資料１	今後の進捗点検に関する進め方について	R83-C
資料２	これまでの進捗点検について	R83-D
資料３	各事務所が設置している委員会等	R83-E

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。
資料をご覧になりたい方は、P.16の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

第84回委員会

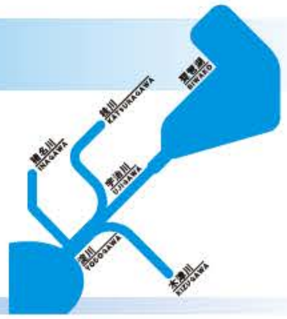

■開催日時：2009年3月16日（月）15:03～18:06
■場　　所：京都会館 会議場
■参加者数：委員14名　河川管理者（指定席）9名
一般傍聴者（マスコミ含む）41名

1．決定事項
・次回の委員会は４月８日(水)午前中に開催する方向で日程調整を進める。次回委員会までに、作業検討会を開催し、進捗点検の進め方について、委員の意見を頂く。頂いた意見は、委員長・副委員長で整理し、その結果を委員に報告する。

2．報告
庶務より、前回の委員会以降の会議開催経過について報告がなされた。

3．審議の概要

1）進捗点検の進め方について
委員より、委員会作業検討会での作業状況、進捗点検の進め方と今後のスケジュール、審議資料１「進捗点検の視点・指標と基礎案施策との関連表」について説明がなされた後、河川管理者より資料「進捗点検の方法」について説明がなされ、審議が行われた。主な意見は以下の通り（例示）。
・河川管理者が進捗点検を進める際には、委員と打ち合わせをしながら進めた方がよい。委員会が示した指標の中には理解しにくいものもある。
・進捗点検の視点として「主体参加の視点」があげられているが、「住民」に的を絞ることが重要。「住民」があやふやになってしまうのではないか。
→同じ意見が作業検討会でも出された。項目の名称は「主体参加の視点」となっているが、内容は住民を中心に考えている。住民を含めてスムーズに進めていくためには、住民以外の多数の主体の参加が必要になってくるという趣旨だ。
・河川管理者資料「進捗点検の方法」では、委員会が示したそれぞれの指標をＡ～Ｄに分類している（Ａ：特に問題はない。Ｂ：現在は保有していない、または、今後測定の予定がないデータ。Ｃ：指標として具体性を持たせる必要がある。Ｄ：趣旨が不明確）。今は点検できないが、今後は点検していかなければならない指標もあるので、委員会と河川管理者ですり合わせあわせていくことが重要だ。
→ＣやＤに分類されている指標については、定量化できるものとできないものがある。評価の手法そのものを検討してもらう必要がある。
・「川が川をつくる」という考え方で事業を行ったのかどうかを点検する指標が必要だ。また、住民参加の進捗点検では、イベントへの参加者数等だけではなく、参加者の意識の変化まで点検する必要がある。
・治水の項目には、既設ダムに関する指標が必要だ。また、「ダムの貯留効果」に関する指標も必要だ。
・指標の中には、判断基準を併記しておかなければ、測れない指標がある。例えば、「住民参加が適正に行われたどうか」という指標は、何を持って適正とするのか。検討しておかなければならない。
・河川管理者は委員会側が示した指標をＡ～Ｄに分類し、「Ａの指標は点検するが、Ｂはデータがなく、Ｃは具体性がない。Ｄは趣旨がわからない」としており、このままではＡ以外は進捗点検がなされない。Ｂ～Ｄの指標について河川管理者とすりあわせをした方がよい。
→必ず点検してほしい指標と文章で説明してもらえればよい指標がある。委員会側の指標に重み付けをしておいた方が河川管理者も検討を進めやすい。
→Ｄについては今すぐにはできないと考えているが、ＢとＣについてはこれから考えていかなければならないと思っている。実際に点検していく中で課題が出てくるので、課題を解決していくための指標も追加していかないといけない。少しずつ良くしていくスパイラルアップの考えで進めたいと考えている（河川管理者）。

2）その他
委員より、スライド「上野遊水地の有効活用に関する検討」について説明がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
・委員会から要請された「上野遊水地の越流堤の構造や操作の工夫によって、下流への流量を減らすことはできるのではないか」という課題についてのシミュレーション結果を報告したい。越流堤の長さや高さを工夫することで下流への流量を2900m3/sから2700m3/ｓ近くまで約200m3/ｓ減らすことも不可能ではないと推定される。但し、限られたデータでの試算であり、計算手法も含めて、河川管理者の計算と突き合わせをする必要はあると考えている。

・委員のシミュレーション結果が妥当であれば、川上ダムの必要性が変わってくる。そうなった場合、河川整備計画の策定とどう絡んでくるのか。
→河川管理者としては、あらゆる可能性を検討した結果を説明してきた。これまでの説明が妥当という考えは変わらない。今後、最適な越流堤については検討していきたい。
・今年度にはじまる川上ダム本体のバイパス工事とオオサンショウウオ調査保全検討会の報告（累計973匹の個体が見つかった）について、説明して頂きたい。
・次期流域委員会に向けた委員推薦委員会の準備状況について教えてほしい。
→質問については個別にお話しさせて頂くが、次期流域委員会についてはまだ検討に至っていない（河川管理者）。
・委員による川上ダムのシミュレーション結果、川上ダム本体のバイパス工事とオオサンショウウオについて、河川管理者からの説明をお願いしたい（委員長）。

4．一般傍聴者からの意見聴取

３名の一般傍聴者から意見聴取がなされ、「一般傍聴者が少ない。委員会は住民意見をどこで聴取するのか。提出された一般からの意見への返答もない。また、予算に関する議論がない」、「河川管理者のＡ～Ｄの分類を見て、河川管理者は数字やデータがなければ点検結果は出さないと考えているように思えた。出せるところは出していくべき。また、次回委員会までに次期流域委員会について説明して頂きたい。川上ダムの越流堤に関する委員からの報告についても河川管理者は検討すべきだ」「河川管理者は、進捗点検において、データのある指標については点検を行うが、データのない指標については点検しないという態度だと感じた」といった発言がなされた。

第84回委員会の説明資料より抜粋

■スライド・審議資料１・河川管理者提供資料より
第84回委員会では、スライド「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗の点検について 」、審議資料１「進捗点検の視点・指標と基礎案施策との関連表」、河川管理者提供資料「進捗点検の方法（河川管理者）」などを用いて委員および河川管理者より説明が行われた後、審議が行われました。以下に資料の一部を抜粋して掲載いたします。

○スライド「淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗の点検について」

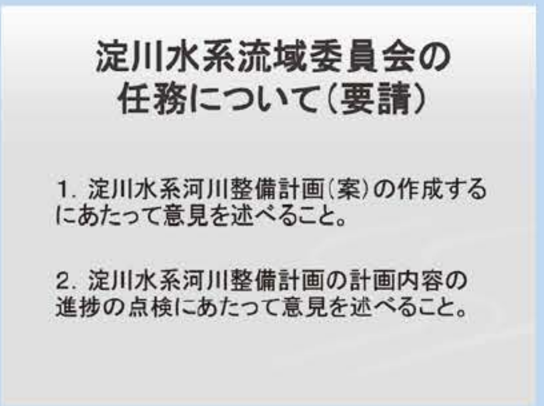

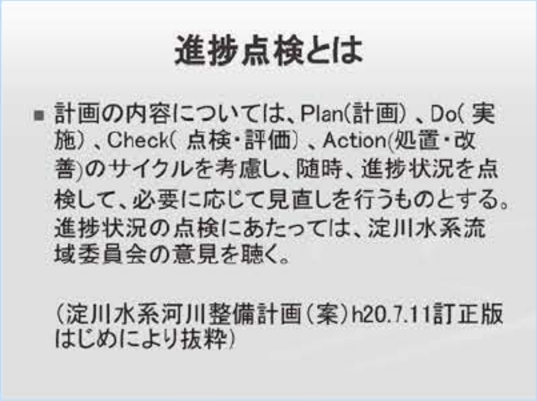

（※次ページへ続く。）

今期流域委員会の役割

1)河川管理者の進捗点検の進め方について提案する(4月8日まで)。

2)過年度に実施された事業の進捗点検結果に対して意見を述べる(7月末まで)。

3)河川整備計画に基づく事業の進捗点検の進め方について意見を述べる(7月末まで)。

第83回委員会以降の作業状況

- 第17回委員会作業検討会(平成21年2月9日)
  委員会が考える進捗点検の方向性の検討
- 第18回委員会作業検討会(平成21年2月18日)
  進捗点検を行うための視点・指標を整理
- 第19回委員会作業検討会(平成21年3月9日)
  視点・指標と基礎案項目マトリックス表検討
- 第20回委員会作業検討会(平成21年3月13日)
  視点・指標と基礎案項目マトリックス表検討

進捗点検の目的

進捗点検の目的は，河川整備事業が適正に実施されているかどうかを点検し評価することによって，実施計画の改善や将来の方針や計画の改善に結びつけることにある．
そのためには，進捗点検を，PDCAサイクルによる順応的管理を実現するための手順に位置づけることが望まれる．

進捗点検の視点

河川整備に求められる基本的な視点ごとに評価指標を検討する。

①環境：川と湖沼の自然再生（竹門・西野）
②治水：いかなる洪水に対しても氾濫被害をできるだけ最小化する（綾・宮本）
③利水：利水と河川環境の調和（持続可能な利水）(千代延)
④利用：川に活かされた利用（川上）
⑤統合的流域管理：複眼的で総合的な管理（中村・竹門・水野）
⑤主体参加の視点：プロセスを共有する（川上・水野）

進捗点検の基本的考え方

【進捗点検の対象の類型】～建設的な評価のために

S:現在の状況を評価するもの（Status Indicator）

P:制度や社会システムの現状を評価するもの（Process Indicator）

I:事業の成果として受益が担保されているかどうかを評価するもの（Impact Indicator）

【個別事業の計画全体に対する整合性】

個々の事業目的に対する評価にとどまらず，事業の構成，優先順位，実施順序といった全体的な視点からの評価を行なう必要がある．

スケジュールについて

- 1月～3月　・進捗点検の視点と指標の検討・審議
- 4月　・進捗点検の視点と指標の提示
- 4月～5月　・進捗点検の実施
- 6月～8月　・「進捗点検への意見」、「新たな整備計画による事業の進捗点検への意見に対する提言」を審議、決定
  ・河川管理者へ提出

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

○審議資料１「進捗点検の視点・指標と基礎案施策との関連表」

視点（大項目）	視点（小項目）	指標	具体的な点検対象 ○明朝文字…河川管理者の提案項目 **●ゴシック文字(太)…流域委員会の提案項目（各指標への配置は流域委員会によるもの）**
(1)環境の視点・川と湖沼の自然再生(竹門・西野)	視点1：ダイナミズムの確保による適度な撹乱の再生	指標1-1 地形変化を促す方向へ進んでいるか（S,I） ・横断測量による地形変化量を用いた尺度化 ・ダイナミズムの確保に役立つ河川の敷地の増加量を表示する ・堆積場面積増加量（航空写真による簡易計測）の尺度化 ・年間土砂供給量の尺度化	○ワンド・たまり・干潟の整備（モニタリング調査） ○河岸の切り下げ（モニタリング調査） ○ヨシ原の切り下げ（モニタリング調査） **●横断測量の経年変化呈示** **●引き堤などの河川敷地面積の変化量呈示** **●河川に流入する土砂崩壊箇所の集計量呈示** **●置き土量，掘削量ならび流出量の呈示**
		指標1-2 流況・位況（流量・水位の変動様式）は健全か（S,I） ・流況・位況のピーク値の尺度化 ・流況・位況の変動係数の尺度化 ・流況・位況のピーク時期の尺度化	○淀川大堰試行操作実施状況 ○洗堰試行操作実施状況 ○既設ダムにおける弾力的管理試験状況 ○代表地点における流況検討状況 **●井堰の運用状況の呈示**
		指標1-3 目標とする規模の撹乱が生じているか（S,I） ・適度な撹乱の目標設定 ・重点モニタリング地点における冠水頻度の尺度化	**●環境計画における撹乱目標の呈示** **●モニタリング地点の冠水頻度の変化量呈示**
(2)治水の視点・いかなる洪水に対しても氾濫被害をできるだけ最小化する(綾・宮本)	視点1：堤防決壊に備えての避難体制の整備	指標1-1 ハザードマップ作成の進捗 S	○水害に強いまちづくり協議会実施状況 ○ハザードマップの作成状況 ○まるごとまちごとHMの実施市町村数 ○水防拠点、防災ステーションの整備状況 ○災害対応プログラムの作成状況
		指標1-2 災害体験者から災害時の状況を聞き取り及びその情報を発信の進捗 P	
		指標1-3 地下空間の利用者及び管理者への情報伝達体制整備の進捗 P	
		指標1-4 浸水実績及び想定表示看板設置の進捗 S	
		指標1-5 災害時要援護者に配慮した避難勧告・指示の発令視点の明確化及び周知体制整備の進捗 P	
		指標1-6 自治体、水防団、マスメディア等との情報共有化のための情報伝達体制の基盤整備の進捗 S	
		指標1-7 水防団の高齢化に対する支援の進捗 P	
		指標1-8 水防拠点整備の進捗 S	

（※次ページへ続く。）

視点(大項目)	視点（小項目）	指　　標	具体的な点検対象 ○明朝文字…河川管理者の提案項目 **●ゴシック文字(太)…流域委員会の提案項目** **（各指標への配置は流域委員会によるもの）**
(3)利水の視点・利水と河川環境の調和(千代延)	視点１：水需要管理の推進	指標1-1　渇水対策会議の機能拡大、常設化の進捗　P ・渇水対策会議の機能拡大、会議構成員拡大及び常設化（利水者会議）について、実現への具体的準備は進んでいるか ・渇水時の取水制限及び河川維持流量削減（開始時期及び削減率）の合意づくりの仕組みはできているか ・渇水時の水融通（期間、数量、水価格等）の調整の仕組みづくりは進んでいるか	○利水者会議の設置、運用状況 ○水利権許可の結果公表 ○節水キャンペーン実施状況 ○最適な渇水対策容量の確保手法の検討状況 **●利水者会議の設置、運用状況**
(4)利用の視点・川に活かされた利用(川上)	視点１：「川でなければできない利用、川に活かされた利用」の実現　PI ・河川管理者と利用者が「河川生態系と共生する利用」を実現するための情報を共有し、意思疎通を図ったか		○住民参加プログラムの作成状況 ○住民、住民団体との交流回数 ○レンジャー活動数、参加人数 ○子供を対象とした環境教育等の実施回数、子供の参加人数 ○ＨＰ、携帯サイトへのアクセス数 ○航路確保の状況 ○通航方法の策定状況 ○「川の駅」整備状況 ○不法係留対策の状況 ○川を安全に利用するための啓発活動状況 ○レンジャー活動数、参加人数 ○違法行為の是正状況
(5)統合的流域管理の視点・複眼的で総合的な管理(中村・竹門・水野)	視点1：治水・利水・環境の事業間で相互関係が検討され示されているか	指標1-1　相互補完する関係が各事業内容に考慮されているか	○水源地域ビジョン策定とその後の活動状況 ○上下流交流実施状況 ○河川管理者以外の者が管理する施設への働きかけの状況 ○河川環境の保全再生に関する職員研修開催数
		指標1-2　協働する関係が各事業内容に考慮されているか	○水源地域ビジョン策定とその後の活動状況 ○交流実施状況 ○河川管理者以外の者が管理する施設への働きかけの状況 ○河川環境の保全再生に関する職員研修開催数
		指標1-3　競合する関係が各事業内容に考慮されているか	○水源地域ビジョン策定とその後の活動状況 ○交流実施状況 ○河川改修工事における環境配慮実施状況
(6)主体参加の視点・プロセスを共有する(川上・水野)	視点１：情報は適切に提供（公開）されたか	指標1-1　あらゆる情報を公開したか　P	**●公開情報項目のリストアップ**
		指標1-2　情報公開の方法は適切だったか　P	
		1-2-1　情報を住民にわかりやすく公開したか　P	
		1-2-2　情報公開に多様な方法を検討し、活用したか　P	
		1-2-3　情報公開の時期は適切だったか　P	
		指標1-3　情報公開についての職員の意識を点検したか　P	

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

淀川水系流域委員会
ニュースレター2009.3

○河川管理者提供資料　「進捗点検の方法（河川管理者）」

※検討途上の整理

施策項目	評価項目		具体的な点検事項の例	点検シートに記述する内容	流域委員会提示の指標
河川環境	4．多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	○良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生 ○在来種を脅かす対策の推進 ○良好な景観の保全・創出	・生息・生育・繁殖環境の保全・再生の実施状況 ・琵琶湖南湖の再生を目指した取り組み状況 ・樹林地等の保全と河道内の計画的管理状況 ・ダム貯水池斜面景観対策の取り組み状況 ・河川景観対策の取り組み状況	・ワンド、たまりの整備 ・イタセンパラの確認数（モニタリング調査） ・琵琶湖固有種の生息種数 ・南湖の再生プロジェクト連携状況・個体数のポイント化 ・セタシジミの確認数（モニタリング調査） ・在来種保護のための啓発活動及び連携した取り組み状況 ・日常の調査、点検、補修実施状況 ・検討状況 ・不法耕作改善面積 ・ゴミ投棄防止の啓発・美化活動での関係行政機関との連携状況	指標3-1：琵琶湖の固有性および歴史・文化の多様性の価値が保全されているか（S,I） A　・琵琶湖固有種の生息種数 ・個体数のポイント化 （全体評価としてはRDBのカテゴリー別点数化） 指標3-2：氾濫原環境の特性および歴史・文化の多様性の価値が保全されているか（S,I） A　・氾濫原植物の生育種数、 ・株数の点数化 指標4-1：生態系・生物群集多様性の維持・回復に貢献しているか（S） B　・保全すべき生態系・生物群集のリストアップ ・保全すべき生態系・生物群集の現状点数化 指標4-2：種多様性を損なわず維持・回復に貢献しているか（S） C　・絶滅危惧種、希少種保全の現状の把握と保全手法の評価 指標4-3：遺伝的多様性を損なわず維持・回復に貢献しているか（S） C　・遺伝的多様性保全の現状把握と保全手法の評価 指標4-4：生物多様性条約・ラムサール条約を遵守しているか（P） D　・指針・ガイドラインに沿っているかどうかの点数化 B　・予防的アプローチを含む生物多様性の保全戦略策定 指標4-5：外来種対策が効果的に実施されているか（S,P,I） A　・外来種の現状把握と対策の必要箇所の選定ができているか A　・駆除対策・予防的処置の実施をしているか A　・外来種問題の啓発が十分に行なわれているか

「流域委員会提示の指標」欄のA・B・C・Dは、それぞれ次の事項を表す。
D：進め方の確認内容と思われる等主旨が不明確なもの
C：指標として具体性を今後もたせる必要があると思われるもの
B：現在保有していないまたは、今後測定の予定のないデータと思われるもの
A：特に問題はないと思われるもの

（資料の一部を抜粋しております。全文はホームページをご覧ください。）

配布資料リスト

資料リスト		資料請求NO
議事次第		R84-A
審議資料１	進捗点検の視点・指標と基礎案施策との関連表	R84-B
河川管理者提供資料	進捗点検の方法（河川管理者）	R84-C
スライド	淀川水系河川整備計画の計画内容の進捗の点検について	R84-D
スライド	上野遊水地の有効活用に関する検討	R84-E

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。
　資料をご覧になりたい方は、P.18の「配布資料及び意見書の閲覧・入手方法」をご覧ください。

委員会　委員リスト

2008.4月現在（五十音順、敬称略）

氏 名	対 象 分 野	所 属 等
綾　史郎	治水･防災　河川	大阪工業大学工学部　教授
池野　誓男	治水･防災　防災	元大阪府港湾局長､大阪の河川を愛する会　会長
岡田　憲夫	利水･利用 地域･まちづくり･都市計画	京都大学防災研究所　教授
川上　聰	人文･経済･社会等 住民連携･地域特性	NPO法人全国水環境交流会　理事 木津川源流研究所　所長
川﨑　雅史	環境　景観	京都大学大学院工学研究科　教授
河田　惠昭	治水･防災　防災	関西大学環境都市工学部　教授
河地　利彦	利水･利用　利水	京都大学大学院農学研究科　教授
佐藤　茂雄	利水･利用 地域･まちづくり･都市計画	京阪電気鉄道株式会社　代表取締役CEO
佐野　静代	人文･経済･社会等　水文化	滋賀大学環境総合研究センター　准教授
澤井　健二	利水･利用　利用	摂南大学工学部　教授
寶　馨	治水･防災　河川	京都大学防災研究所　教授
竹門　康弘	環境　生態系	京都大学防災研究所　准教授
田中　真澄	人文･経済･社会等 住民連携･地域特性	岩屋山志明院　住職 鴨川の自然をはぐくむ会　代表 NPO法人市民環境研究所　副代表
千代延　明憲	人文･経済･社会等 住民連携･地域特性	流域住民
中村　正久	環境　水環境	滋賀大学　環境総合研究センター長
西野　麻知子	環境　生態系	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター　総合解析部門長
久　隆浩	利水･利用 地域･まちづくり･都市計画	近畿大学理工学部社会環境工学科　教授
深町　加津枝	環境　植物	京都大学大学院地球環境学堂景観生態保全論分野　准教授
本多　孝	人文･経済･社会等 住民連携･地域特性	IPNET-Jインタープリテーションネットワーク･ジャパン　事務局長
水野　敏明	環境　魚類	WWF JAPAN 自然保護室
水山　高久	治水･防災　治山･砂防	京都大学大学院農学研究科　教授
宮本　博司	治水･防災　防災	株式会社樽徳商店　代表取締役
村上　哲生	環境　水質	名古屋女子大学　教授
山下　淳	人文･経済･社会等　法律	関西学院大学　法学部　教授

配付資料及び意見書の閲覧・入手方法

第79回委員会の経費節減に関する審議を踏まえ、資料等の閲覧・入手方法が一部変更されました。下記の方法で委員会、部会、検討会等の公開会議の議事録、資料及び意見書を閲覧、または入手することができますが、以下の点にご注意下さい。

・当日会場で部数等の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみとさせていただきます。
・当日会場で一般傍聴者に配付された資料は原本がカラーの場合でも白黒でのご提供となります。
・第80回委員会以降の資料については「ホームページによる閲覧」をご参照下さい。なお､インターネットによる閲覧ができない方で資料等の閲覧･入手をご希望の場合は下記の｢郵送｣｢閲覧｣をご参照下さい。

ホームページによる閲覧

配付資料及び意見書は、ホームページで公開しており、PDFデータとしてダウンロードしていただくことも可能です。

（http://www.yodoriver.org）

郵　送

配布資料の郵送を希望される場合は、以下の点にご注意の上、お電話、FAX、郵送にて庶務までお申込み下さい。

・第79回委員会以前の資料についてはこれまで通り無料でご提供させていただきます（但し、部数が多い場合はコピー代、郵送代を実費でいただきます）。
・第80回委員会以降の資料については原則としてコピー代、郵送代を実費でいただきます。

閲　覧

資料の閲覧を希望される場合は、庶務までご連絡下さい。

「意見書」の入手

これまで出された意見書の送付を希望される方は庶務までご連絡下さい。
（FAX,郵送の場合は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号、ご希望の意見書名を明記）

※頂いた個人情報については、上記資料及び意見書の送付のみに使用させて頂きます。

ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。
ホームページ､E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい｡(宛先については裏面をご覧下さい｡)
※氏名､郵便番号､住所､団体･会社名､電話番号をご記入のうえ､下記までお寄せ下さい｡
※寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます｡公表に支障がある場合にはその旨も併せて記入いただきますよう､お願いいたします｡
※ご意見を公表する場合には､団体･会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい｡
※ご記入いただいた個人情報については､上記の意見の公表のみに使用させていただきます｡

「淀川水系流域委員会ニュースレター」について

今号の｢淀川水系流域委員会ニュースレター｣は､第81回委員会､第82回委員会､第83回委員会､第84回委員会､の模様をまとめたものです｡委員会についての詳細は淀川水系流域委員会ホームページをご覧下さい｡

（http://www.yodoriver.org）